

## 福岡空港周辺における高さ制限について

福岡空港及び奈多地区（ヘリポート）周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（下図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さを制限する表面（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）が設定されています。（法律：航空法第49条、第56条の3）この表面を「制限表面」といい、制限表面を突出する物件を設置することは法律で原則禁止されています。

（参考）2016年1月 滑走路の増設整備に伴い福岡空港に新たな制限表面設定  
2018年6月29日 回転翼機能移設に伴い奈多地区に新たな制限表面設定

福岡空港周辺において、物件等の設置や工事用クレーンを使用する際は、事前にインターネット上（下記URL）の「福岡空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

### 『福岡空港高さ制限回答システム』

<https://secure.kix-ap.ne.jp/fukuoka-airport/>

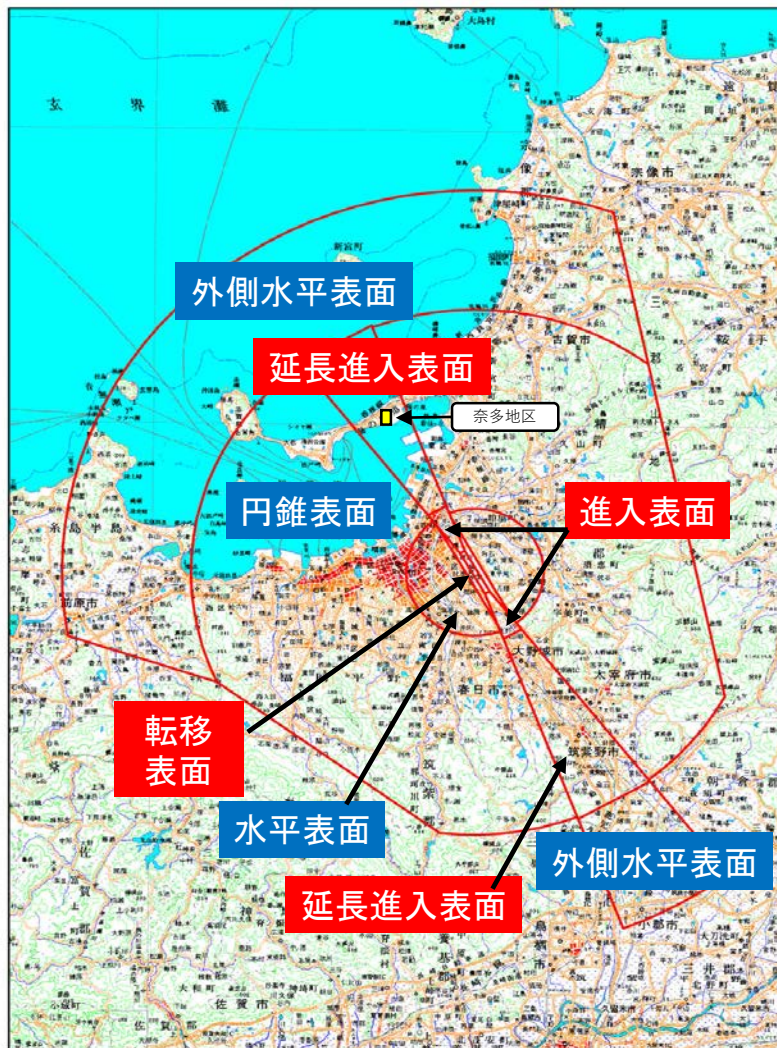
※奈多地区（ヘリポート）周辺の高さ制限については、当システムでは確認できませんので、下記問い合わせ先までご連絡をお願い致します。

物件等には、建物（アンテナ・避雷針など屋上に付属する突起物を含みます）・工事用クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。航空の安全確保を図っていくため、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

問い合わせ先：福岡国際空港株式会社  
空港運用本部 オペレーションマネジメント部  
オペレーション企画課  
TEL：092-623-0636

# 福岡空港・奈多地区（ヘリポート）の制限表面区域

## 福岡空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の  
数値地図200000（地図画像）を複製したものである。  
（承認番号 平成18総研、第819号）」

## 奈多地区の制限表面区域図

